○関東地方整備局告示第四百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

別表に次のように加える。

二十四	株式会社TSK建築確認安全センター	東京都中央区日本橋三丁目一番二号	省令第十五条各号に掲げる区分	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の全域	東京都中央区日本橋三丁目一番二号	平成二十五年十月一日	指定した日から五年間

○近畿地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十七日

近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十八号	京都府船井郡京丹波町須知美女山六番一から同町市森山ノ神七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月十七日

○四国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十七日

四国地方整備局長　三浦　**真紀**

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	BA	九・八四～一五〇・〇〇メートル	二九・四二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	九・八四～一五〇・〇〇メートル	二九・四二〇キロメートル	
			二一・四〇～三七二・〇〇メートル	二四・二七四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百八十一号

筑後川水系に係る指定区間外の一級河川について昭和五十一年三月十六日付けで告示された建設省告示第三百九十六号並びに昭和六十年十一月十三日付けで告示された建設省告示第千四百八十八号及び平成十七年三月一日付けで告示された九州地方整備局告示第二十七号を次のように改める。

関係図面のうち、第三十七号図を次のように改める。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十月十七日

九州地方整備局長　岩**﨑**　泰彦

（図面省略）

○北海道開発局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十七日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道磯谷郡蘭越町昆布町五四四番一から同町昆布町五四〇番一まで	前	三三・〇八～三四・一二メートル	二〇・〇三九キロメートル
	後	三四・一二～三五・〇九メートル	二〇・〇三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道松前郡松前町字原口五六五番一地内	前	六一・四四～一一九・四三メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	六一・四四～一一六・一九メートル	〇・〇六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道宗谷郡猿払村字猿払三七九三番一から同村字猿払三七九二番一まで	前	三〇・〇一～三四・〇〇一メートル	七・七六二キロメートル
	後	三三・九九～九六・〇〇メートル	七・七六二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

四(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市東区東雁来町二五七番三地先から同市東区東雁来町二五四番四地先まで	前	三八・二九～五九・一七メートル	〇・二七二キロメートル
	後	三八・二九～五〇・五五メートル	〇・二七二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十七日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十四号	根室市東梅二四〇番一地内	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年十月十七日